



## 永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 山下 政 廣

この度は、40年勤続の誉れと言いたいところですが、一面誰であつても時間が過ぎれば当然にめぐってくる事というような気持もありました。

しかしよく考えると日本の企業の平均寿命は30年とか新聞にありましたが、それをすでに10年も上回り仕事を続けてこられたのは、やはり周りの人たち、制度に守られて今の自分があると感謝です。たいした努力もせず、健康を損なうこともなく、重大な事件を起こさず平凡凡凡でしたが今日まで続けられたことを僥倖と思うとともにやはり司法書士制度に守られて今日があり、同職の日々の切磋琢磨により築かれた司法書士への信頼、評価の向上を感じます。司法書士になって良かったなと思います。

開業して2,3年は開店休業状態でしたが、あまり気にすることもなく独り身の気楽さで過ごしていたら、ふと何かの縁で少しずつ仕事にありつき以来40年間人並みに家庭を持ち生活の糧を得ています。天職かと問われると未だに自信をもって言えませんが人は誰も好きな仕事ができるわけではありませんし、また好きな仕事に就けたからハッピーかといえばそうでもないような気がします。特段得手の無い私にとって何とか40年やってこれたのは天の配剤、好きも嫌いもなくこれしかなかったのではと思います。

どちらかという流れに身を任せ、ケセラセラとどんなことも我が身の運命とあきらめ、悟り？の気分で過ごす部分もありました。

さて40年の来し方を振り返ると当たり前ですが一番の変化は町並みが変わりました。40年前の開業当初新幹線も東西線の武岡トンネルもなくマンションも数えるだけでした。今では考えられませんが道路もくねくねした旧道をかけて宮之城、指宿、伊集院、市来等の法務局出張所に申請書を出したり閲覧に行ったりと難儀でした。これを思うと登記の電算化で司法書士業務は大変合理化されました。省力化で人手が少なくて済みます。よく昔はよかったと懐かしむこともありますが、登記の現場に限っては常に進化し良くなってきたという実感です。

ところでシステムは改良されましたが、現場の仕事はずいぶん緊張に晒されるようになったようです。人、物、意思確認は当時も言われましたが近年は更に用心をするようになり、改めて私たちの職責の重さを認識するところです。司法書士への評価の向上の一つは私たちが常に研修し

業務に真摯に向き合う態度が支えているように思います。世につれ法律の改正も続き勉強が欠かせません。これができなくなったらリタイアと思いますが、それまでは人の迷惑にならないよう仕事をさせて頂きたいと思います。

言葉は尽くせませんが、更に受章のお祝いに会より金一封頂きました重ね重ね有難うございました。



## 永年勤続表彰を受章して

川内支部 平地 一郎

この度、司法書士を開業して40年という事で福岡法務局長より表彰していただき感謝をしております。今まで、依頼を受けた仕事には何時も真摯に取り組んできましたので、その褒美で頂いたものではないかと思っております。

私が、鹿児島で認可が下りて開業したのが昭和53年であります。それ以前に大阪で6年間開業していたので、通算して46年間司法書士の業務をしております。

司法書士試験に合格して開業したので、当初は業務の内容に分からない事が多く苦労の連続でした。故郷の鹿児島に帰ってきてからも友人、知人に助けられ、法務局の職員にも指導を得て業務を今日まで続けられる事ができ40年の歳月が過ぎました。

鹿児島に帰ってきた当初は仕事の依頼は少なく毎日暇を持て余していて、これでやっていけるのか心配しましたが、徐々に仕事の依頼も増え何とか今日に至っております。

開業当時は法務局の出張所が隣町の市来町にあり、初めて行った時は木造の古い建物だったので驚いた事を思い出します。それからすぐに鉄筋コンクリートの建物に新築され、その後、法務局の統廃合により出張所の建物は取り壊されて現在は空地となっており、近所を通るたびに懐かしく、また淋しい思いをしています。

当時の登記申請はB4の申請用紙に手書きで縦書きに申請事項を記載しており、筆数が多いときなどは夜遅くまで仕事をして大変な思いをして申請書を作成していました。後に手書きをするのが面倒なのでタイプライターを購入しました。又、登記申請は直接申請をする出頭主義でしたので、遠方の仕事の依頼があった時は遠くの法務局に直接足を運ばなければならず面倒だったことを思い出します。

その後、ワープロ、パソコンと順次使用できるようになり申請書もA4の用紙に横書きで作成することになり、手書きの時と比べると楽になりましたが、そのたびに機械を買い替

えることになりそれなりの出費もかさみ、使いこなせるように勉強をしなければならず大変な思いをしてきました。

平成17年に不動産登記法の大改正が有りインターネットを利用してオンラインでの申請が行えるようになり、郵送で申請もできるようになって業務の内容は変わる事になり、平成18年には会社法の制定により商業登記にも変革があり、主たる仕事である不動産登記、商業登記は大きく変わり、それに伴い業務内容も変わりました。コンピューターの進歩により司法書士の業務は大きく変わっていくのだろうと思っていましたが、予想以上の速さでコンピューター化が進み、今ではパソコンを使わないと仕事が出来ないほどとなり、手書きで申請書を作成していたのは遠い昔となり懐かしく思います。

思い起こせば、40年の間にはいろいろな出来事がありましたが、何とか今まで仕事を続けられたのは、私一人の努力だけでは出来なく、家族や友人、知人の助けがあったからであり感謝をしています。

現在は、仕事の依頼は大きく減ってきていますが、高齢の私には適度の仕事の数であると思っており、昨今は体のあっちこちに不調が出てきているので、後どれくらい業務を続けられるか分かりませんが、できるだけ長く仕事をしたいと考えております。



## 永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 永山哲朗

30年司法書士を続けてきましたが、同業者に特に語るほどの内容もありませんので最近少々気になっていることを書いてみます。

以下、ビートたけし調で

(その1)

小中高大学の教師は一日中教壇に立って授業をする。なぜ研修会講師はすぐ座りたがるのだろうか。体力がないのだろうか。受講者が座っているのにわざわざ立って話すまでもないと考えてのことか。

(その2)

部外講師を呼んだ際、なぜ設営担当者は「前の方から詰めて下さい」と呼びかけるのだろうか。前方がガランとしていては講師に対し失礼との気配りからか。設営担当者が自分の差配能力を気

にしてか。呼掛けなしでもリーガルの生島ヒロシ講演では満杯だったな。

(その3)

最近の新聞記事等で時々「障害者」を「障がい者」と表記しているのを目にする。害の字はイメージが悪いと該当者に配慮してのことか。かな書きだと優しい感じを与えるとでも。

(その4)

子殺し。親殺しは本当に増えているのかい。刑法犯は戦後減少傾向にあると何かの資料にあったようだが。煽り運転もだがマスコミの煽り報道もひどくないかい。

おいらの独断と偏見ではこうだ、

(その1) プロは独立自己研鑽型。だから講師の上から目線はハラスメントなんだ。

(その2) 著名講師ほど研修で飛び歩いていてとっくに了解済みなんだけどね。

(その3) 気配りも度が過ぎて「ストライク」も「よし」ときたもんだ。

(その4) 子殺しは順親殺しは逆などと書くと問題か。山周の「霜柱」など読まれねえ。

ここまで書いてきて妻に見せたら「父ちゃん司法書士辞めたら」と言われた。やはり、何事もあまり長くやるもんじゃないね。同業者の迷惑にならぬよう研修会場では隅の方で小さくなっていよう、おわり。

広報担当者の編集の苦労を思えば受章も義務を伴うと敢てペンを執りましたが、生来の一言居士かえって担当者に迷惑をかけそうで、最後に文責はービートたけしーいや当職と強調しておきます。



## 永年勤続表彰を受章して

霧島支部 郡山 政弘

私は平成元年4月1日に約34年間勤務しておりました法務局を退職いたしました。法務大臣の認可を受けまして、平成元年4月24日に司法書士登録・司法書士会に入会いたしましてから、本年令和元年に勤続30年の鹿児島地方法務局長表彰を受章させていただきました。身にあまる光栄で感激いたしております。

法務局退職後のことでしたが、同時期に退職した同僚の亡中村幸雄さんと、事務所を開業したら旅行に行く機会もなくなるだろうからと、お互いの愛妻を連れて5日間程度の北海道旅行に行きましたが、立ち寄った居酒屋でホッケを注文したところ、当時はその魚のことを知らずに、た

いへん大きなものが出てきまして、とても食べきれなかった思い出が、ついこの前のように感じられてなりません。

加治木に事務所開業当時は、ほとんど仕事もなく開店休業状態が続きました。新聞・雑誌・たまに法律専門書を読みながら、テレビ・ラジオを視聴しながら一日が過ぎていく生活が続きました。当時は加治木の法務局周辺から役場周辺まで多くの先輩方の事務所がありましたので、なかなか登記の仕事にありつけませんでした。

そんな中、平成2年に加治木町の人権擁護委員を委嘱され、平成16年まで勤め上げることができました。人権相談・人権啓発活動など法務局および役場の担当職員の方々、他の委員の方々とともに、ボランティア活動を通じていろんな勉強をさせていただきました。

その間、加治木町固定資産評価審査委員・加治木町社会福祉協議会評議委員・加治木ロータリークラブ会員としても活動いたしました。

加治木に法務局があった頃は、登記申請・謄本申請・閲覧申請・評価申請等、運動を兼ねて徒歩にて往復していた時期も長かったのですが、それも出来なくなりました。現在は超高齢者となり、車で往復するにもどっと疲労が溜まり、交通事故の危険も高いので、10年程前から車の運転はなるべく避けて補助者に任せ、その後は登記情報提供サービス、最近はオンラインによる登記事項証明書等の交付請求も利用させていただいております。

年齢を経るにしたがい体調の変化も顕著に表れ、70歳を過ぎた頃、以前より高血圧症だったことに加え、時々不整脈が出始めたことが原因で、かかりつけ医師に大好きな晩酌を止められました。その後は飲食店街に足を運ぶこともほとんどなくなりました。

その後は、健康には人一倍留意するようになり、早寝早起き・食事は減塩薄味に心がけております。また病院に通院して薬をしっかりと飲むことが、健康法となっております。5～6年前までは、自宅敷地の畑で、妻と一緒に家庭菜園に精を出しておりましたが、その後不整脈が頻繁に出るようになり、結果的にペースメーカー植え込み手術を受け、身体障害者認定（心臓機能障害）を受けているところです。妻も複数の病気が原因で要介護者と認定され、デイケア施設に週4回通所・居宅介護の状態となっております。

現在、司法書士会規約に定められている公益的活動もまったく実践することができず、申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。奉仕の精神は持っているつもりですが、高齢にはどうしても勝てないようです。

気力体力も減退してきており、そろそろ引退も考えているところですが、令和元年も体調管理を十分にして、表彰状の榮譽をはずかしめることのないよう、職責を果たしていきたいと思いません。